

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成27年度から事業が開始される大中の湖地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収するため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 大中の湖地区国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとし、負担金の総額は、同条第1項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に100分の31（知事が定める工事にあつては、0）を乗じて得た額とすることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧		新	
第1条～第6条 省略 付 則 省略 別表（第2条、第3条関係）		第1条～第6条 省略 付 則 省略 別表（第2条、第3条関係）	
日野川地区国営土地改良事業	100分の31	日野川地区国営土地改良事業	100分の31
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）	湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）
		大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、0）